

生活安心プロジェクト

緊急に講ずる具体的な施策

平成 19 年 12 月 17 日
「生活安心プロジェクト」に
関する関係閣僚会合

1 消費者や生活者の視点に立った行政へ

(1) 安全・安心を第一に、大きく発想を転換

これまでの政府の仕事のやり方は、生産第一の視点から作られてきたため、国民生活の安全・安心の確保という視点が、政策立案の中心に置かれていなかった。

国民が日々、安心して暮らせるようにしていくため、安全・安心を第一に、消費者や生活者の視点に立った行政へと大きく発想を転換すべき時代が来ている。

(2) 不安を感じさせる事件の発生

近年、耐震偽装問題、食品の不正表示、救急医療に係る事故等の発生や高齢者等を狙った悪徳商法の横行など国民に不安を感じさせる事件が数多く発生している。

また、人間関係の希薄化等による地域コミュニティの崩壊、若者の非正規雇用の増加など、国民生活に身近な場において、様々な新たな問題が生じている。

(3) 行政のあり方の総点検

このため、国民生活に直結する分野について、各府省庁等で取り組んでいる政策（法律、制度、事業等）を消費者・生活者の目線に立って総点検し、被害を防止し、国民に安全・安心をもたらすものとなるよう根本から見直す、あるいは充実強化していくことが必要である。

国民生活審議会（総理の諮問機関）において、11月より、こうした行政のあり方についての総点検を開始したところであり、点検結果をもとに今後の政策の方向を取りまとめる。

(4) 緊急に講ずる具体的な施策の取りまとめ

また、このような総点検に先立って、国民生活の基本である「食べる」「働く」「作る」「守る」「暮らす」の分野について、生活の安心を確保するために必要

な具体的な施策として、緊急に講ずるものを下記のように取りまとめ、推進する。

(5) 国民の声の反映

取りまとめに当たっては、関係大臣等が地方視察・地域住民との対話等を行い「現場の声」を把握した。また、併せてインターネット等で、国民の意見を広く募集した。

2 5つの分野

緊急に講ずる具体的な施策として、以下の施策を推進する。

(1)「食べる」～ホンモノのある食生活

①食品表示を適正化する

(国民の声)

食品表示の偽装事件が多く安心できません。食品の表示について消費者がもっと安心できるようにして下さい。行政は、監視指導体制を厳しくしてほしいと思います。抜き打ちで製造現場や仕入先など検査したり、通報を真摯にとりあげ調査したりしてほしい。

(官邸ホームページへの意見、農林水産省「食品表示地域フォーラム」、「生活安心」意見募集より)

- ア. 消費者の加工食品の表示に対する信頼向上を図るため、原料供給者についてもJAS法上の表示を義務付けるよう品質表示基準(告示)を改正する。(平成19年度中)(農林水産省)
- イ. 不正表示の監視取締体制強化のため、農林水産省に「食品表示特別Gメン」(広域、重大案件に対して機動的に調査を実施する専門チーム)を新設する。(20年度)(農林水産省)
- ウ. 不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で、「食品表示監視協議会(仮称)」を設置すること等により、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう、関係省庁の間で「食品表示連絡会議(仮称)」を設置し、関連情報の共有を進める。(20年度)(公正取引委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省)
- エ. 賞味期限など食品の期限表示の意味について消費者が正確に理解できる

よう、関係省が連携し、消費者の視点に立った分かりやすいパンフレットを早急に作成し、情報提供活動を強化する。(19年度中)(厚生労働省、農林水産省)

②食品等の安全性を確保する

(国民の声)

輸入食品の安全性に対する不安があり、輸入食品の検査を充実させてほしい。土鍋から鉛が溶け出すなど、食器等の安全性に対する不安も高まっています。

(内閣府「食品安全モニター」より)

ア. 輸入食品について、モニタリング検査の件数の増加・検査項目の充実を図るとともに、検疫所の検査センターを中心とした検査体制の強化のため、食品衛生監視員(現状334名)を増加させ、検疫所における体制を強化する。(20年度)(厚生労働省)

イ. 食品事故発生時の的確な対応が可能となるトレーサビリティを普及するため、取組が遅れている中小事業者を対象に取組状況について調査を実施する。(20年度)(農林水産省)

※トレーサビリティとは、食品が生産から販売にわたってどのようなルートを通ったか把握できること。

ウ. 食器等の安全性を確保するため、深さ2.5cm以上で容量1.1L以上の加熱調理用の陶磁器の場合、該当する鉛の溶出量の基準値を $2.5\mu\text{g/ml}$ から $0.5\mu\text{g/ml}$ に引き下げる等、陶磁器製食器等の規格の改正を行うとともに、ハンダの鉛の含有量の基準値を20%から0.2%に大幅に引き下げる等、食器等の金属性原材料の規格の改正を行う。(20年度)(厚生労働省)

※ μ (マイクロ)gとは、1gの100万分の1の重さのこと。

③食品企業の活動を適正化する

(国民の声)

食品企業の従業員の一人ひとりがしっかりと行動を取れるような気運にしなければならない。監視体制の強化が必要だが、事業者の自主的な努力を支援することも必要。

(農林水産省消費者団体へのヒアリング、若林農林水産大臣視察より)

ア. 相次ぐ食品業界の不祥事の発生を踏まえ、食品企業の法令等の遵守(コンプライアンス)及び品質管理の徹底を推進するため、ガイドラインを作成することにより、各業界団体の自主行動計画策定を促進するとともに、HACCP等の品質管理システムの導入を推進するため、セミナー、シンポジウムを開催する。(20年度)(農林水産省)

※HACCPとは、食品のすべての製造工程で、あらかじめ危害を予測し、危害防止につながるポイントで継続的に監視・是正することにより、問題のある製品の出荷を未然に防止する管理手法。

- イ. 食品の安全や、消費者の信頼確保に向けた事業者の意欲的な取組を促すため、民間の多様な主体が格付や優良事例の表彰及び普及などによりこれら事業者の取組を評価・奨励するための枠組み作りを推進する。(20年度)
(農林水産省)

(2)「働く」～働く人を大切にす雇用

①安心・納得して働ける環境を作る

(国民の声)

派遣は毎日機械のように働きながら常に解雇におびえています。これでは将来性がない。正規労働者とパート労働者の不平等を改善すべきです。

(「生活安心」意見募集より)

- ア. 偽装請負など法違反に対する指導監督を強化するとともに、雇用が不安定との指摘のある日雇派遣労働者の雇用の安定を図ること等に向け、労働者派遣制度の見直しを行い、年内に結論を得る。(19年中)(厚生労働省)
- イ. 有期契約労働者について、正社員登用制度の導入や安定的な雇用関係に配慮した雇用環境の整備などの雇用管理改善に向けた指針を策定し事業主への指導を新たに行うとともに、正社員登用制度を就業規則に明示し、実際に正社員に登用した事業主への奨励金制度を新設する。(20年度)(厚生労働省)
- ウ. パートタイム労働者の待遇を正社員と均衡したものとするため、新たに雇用管理の専門家(均衡待遇推進コンサルタント(仮称))を都道府県労働局に配置し、これら専門家が事業主を個別に訪問し、実情に合った助言を行う。(20年度)(厚生労働省)

②仕事と生活の調和を図る

(国民の声)

自分の会社は残業が当たり前。主人も帰宅時間は毎日23時以降で、子どもを作る時間も気力も持てません。

(「生活安心」意見募集より)

- ア. 官民一体となって「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲

章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定する（19年中）。これに基づき企業等の取組を積極的に後押しするとともに、社会全体の運動として広げていく。（20年度）（内閣府，厚生労働省）

- イ. 長時間労働の抑制に向けて、職場意識の改善や業務体制の見直しに取り組み、実際に年次有給休暇の取得率の向上等の成果を上げた中小企業事業主に対する助成金制度を創設するほか、特に長時間労働が目立つ事業場に対する重点的な指導を実施する。（20年度）（厚生労働省）
- ウ. 仕事と生活の調和に向けた企業の取組を中小企業を含め多くの企業に拡大し、またその取組を見えやすくすることが有能な人材確保等に向けた企業の一層の努力を促すと期待されることから、次世代育成支援対策推進法に基づく企業の行動計画の公表と中小企業の行動計画策定促進のための制度見直しのための検討を進める。（19年末～20年度）（厚生労働省）

③就職する希望を持つ全ての人を支援する

（国民の声）

安定した働き口がなくフリーター等で雇用されている人達が正社員として就職できるようにしてほしい。若年無業者や障害者の就業の支援に更に取り組むべきです。

（「生活安心」意見募集より）

- ア. フリーター常用雇用化プランの目標を35万人に引上げ、特に年長フリーター等に対し、企業の人事担当者の協力を得て模擬面接を行い面接場面でのアピールの仕方等、企業の目から見た生の助言をする「ジョブミーティング」事業を創設する。（20年度）（厚生労働省）
- イ. ニートなどの自立の支援拠点である「地域若者サポートステーション」の箇所数を50箇所から70箇所以上へ大幅に増やすとともに、実地訓練で養成された訪問支援員が自ら相談窓口に来ない若者を訪問するなど、直接働きかけを行う事業を創設する。（20年度）（厚生労働省）
- ウ. フリーターなどに企業現場・教育機関での実践的な職業訓練を提供するとともに、その履修証明などをジョブ・カードとして交付し、安定した雇用機会への就職活動を支援する「ジョブ・カード制度」を構築する。（20年度）（内閣府，厚生労働省）
- エ. 短期間で離職した若者、ニート等の職業能力の向上を支援するため、産業界等と連携しつつ、大学・短大・高等専門学校、専修学校において、実践的かつ専門的な知識を身に付けることができる教育プログラムを提供する。（20年度）（文部科学省）
- オ. 短時間労働について新たに障害者の雇用義務の対象とするなど障害者雇用促進のための制度の改正を行う（次期通常国会に障害者雇用促進法改正案提

出予定)。また、就業面、生活面の相談を一体的に行う障害者就業・生活支援センターの箇所数を 135 箇所から 205 箇所に拡充する。(20 年度) (厚生労働省)

(3)「作る」～子どもやお年寄りに優しい質の高い製品と施設づくり

①製品・施設の安全性を確保する

(国民の声)

ガス・石油機器などには、購入後の安全点検が必要です。まず、最優先に行うべきことは、消費者に事故等の情報を伝えることだと思います。

(経済産業省所管法人アンケート調査結果より)

ア. 企業が自主的に行うリコール(回収、修理、注意喚起等)について、食品・製品だけでなく施設をも広く対象に、実施の際の基準など分野横断的な共通指針を策定する。(20 年度) (内閣府)

イ. インターネットを利用して、ヒヤリ・ハット情報も含め事故の情報を誰でもいつでもどこでも自由に書き込める「事故情報データベース(仮称)」を国民生活センターに構築する。関係省庁間で情報を速やかに共有し、行政処分、再発防止策等を講じる際に活用する。(20 年度) (内閣府)

ウ. 経年劣化による重大事故発生の防止のための改正消費生活用製品安全法について、その円滑な施行を図るため、長期使用製品安全点検制度の対象品目(特定保守製品)の指定等を行う政令の制定及び点検を行う際の基準を定めるための省令の制定を行う。(20 年) (経済産業省)

②子ども等に配慮した製品・施設づくりを進める

(国民の声)

子どもの不慮の事故をなくしてほしい。子どもが安全に使えるような商品であることがわかるようなマークがあるといいと思います。高齢者や障害者が、安全かつ安心に社会参加できるようにしてほしい。

(経済産業省意見交換会、「生活安心」意見募集より)

ア. 乳幼児が接触するおもちゃの安全性を確保するため、規制対象となるおもちゃの範囲を拡大するほか、おもちゃの塗料に係る鉛、カドミウム、ヒ素の規格基準をより厳格化(塗料のかけらを飲み込んでも健康被害に至らないような規格への変更等)する。(19 年度中) (厚生労働省)

イ. 子どもの安全・安心につながる生活環境の創出のため創設された「キッ

ズデザイン賞」の表彰式や各地での展示会や子ども参加の各種イベントの開催、病院等での子どもの事故情報の収集・分析などを実施し、子どもが思いもよらない事故に巻き込まれにくい製品・施設の普及啓発に取り組む。
(20年度)(経済産業省)

ウ. 都市公園等における遊具の事故から子どもを守るため、公園管理者等による確実な安全点検が図られ、特に点検の不備による事故の再発が防げるよう「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を改訂する。(19年度中)(国土交通省)

エ. 子どもたちの安全を確保するため、大規模地震によって倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)について、今後5年を目途に、地方公共団体の実施する耐震化の推進を図る。(19年度～)(文部科学省)

③住宅の寿命を延ばす「200年住宅」に向けた取組を進める

(国民の声)

住宅を長く大切に使うことを基本とし、住宅分野においてもリユース・リサイクルの推進が必要です。

(国土交通省社会資本整備審議会答申より)

ア. 住宅の寿命を延ばす「200年住宅」に向けた取組を推進するため、耐久性や維持保全の容易性等を備え、住宅を長期にわたって維持管理・流通するための先導的なモデル事業に対する助成制度の創設、円滑な住宅流通等を可能とするため、住宅履歴情報の整備を行うほか、超長期住宅に対応した住宅ローン(期間50年)の開発といった取組に合わせ、関連法案の整備や税制特例に係る検討を進める等、総合的な施策を実施する。(20年度)(国土交通省)

④重大な事故等オンブズマン制度を設置する

(国民の声)

総合的事故情報センターを作って、縦割りではなく、各省にまたがって事故を取扱い、事故防止に向けた提案が出るようにしてほしい。

(岸田大臣と消費者団体との懇談)

ア. 消費者に身近な製品・施設等における事故等に関して、公開の場で、所管省庁の対応策等について、横断的に、外部の有識者が調査審議する「重大な事故等オンブズマン」制度を国民生活審議会に設置する。(20年度)(内閣府)

(4)「守る」～暮らしの安心を守るルールづくり

①悪徳商法の根絶に向けた制度を整備する

(国民の声)

次々と新手の悪徳商法が出現し、高齢者など弱者の被害が拡大しています。クレジット契約の規制強化を切に希望します。

(「生活安心」意見募集，経済産業省パブリックコメントより)

ア. 新手の悪徳商法等に機動的に対処するため，訪問販売や通信販売等に関する規制対象を限定列挙方式から原則適用方式へ転換するとともに，認定を受けた消費者団体が差止請求できる消費者団体訴訟制度の導入や，高齢者等に対する過量販売契約の取消し権の創設等を行う。(次期通常国会に特定商取引法改正案提出予定)(経済産業省)

イ. 高齢者等をねらった悪質な訪問販売等と提携するクレジット取引を防止するため，過剰与信防止義務，個品割賦購入あっせん事業の参入規制や既払金返還ルールの新設など，規制を強化する。(次期通常国会に割賦販売法改正案提出予定)(経済産業省)

ウ. 消費者の適正な商品選択をゆがめる不当表示を抑止するため，一定の不当表示への課徴金を新設するとともに，認定を受けた消費者団体が差止請求できる消費者団体訴訟制度を導入する。(次期通常国会に景品表示法改正案提出予定)(公正取引委員会)

エ. インターネット取引や高齢者等をめぐる消費者トラブルの増加に対し，取り消すことのできる不当な勧誘行為や，無効となる不当な契約条項の範囲を拡大するよう消費者契約法を見直す。(20年度)(内閣府)

オ. 悪質なサービスによるトラブル防止を図るため，サービスの品質に関する消費者への情報提供を目的として，第三者機関が事業者の認証を行う上でのガイドラインを策定する。(20年度)(経済産業省)

カ. 悪徳商法に係る諸制度を所管する関係省庁の連携を図るため，消費者政策担当課長会議の下に，悪徳商法関係省庁の課長クラスによる「悪徳商法関係省庁連絡会議」を設置する。(19年度中)(内閣府，公正取引委員会，警察庁，金融庁，経済産業省等)

②国民生活センターの消費者トラブル解決機能を強化・充実する

(国民の声)

暮らしを守るために，国民生活センターや各地の消費生活センターは，必死にがんばっている。紛争解決機能の整備・充実など，機能の拡充をお願いします。

(「生活安心」意見募集, 内閣府パブリックコメントより)

- ア. 国民生活センターの情報収集・提供, 苦情相談, 商品テスト等における中核機関としての機能を強化するとともに, 消費者が巻き込まれる紛争を裁判に行かなくても適切・迅速に解決できる仕組み(裁判外紛争解決(ADR))を整備する。(次期通常国会に国民生活センター法改正案提出予定)(内閣府)
- イ. 相談員に重点を置いた研修の充実により消費生活センターを支援するとともに, 国民生活センターの紛争解決機能の整備と併せて地方の苦情処理委員会の活性化を図るよう地方公共団体に要請する。(20年度)(内閣府)

③医療事故死の原因究明体制を整備する

(国民の声)

医療事故により患者が死亡した場合には, まずその真相を究明してほしい。

(厚生労働省パブリックコメント等より)

- ア. 医療事故死の原因究明や再発防止の徹底を図るため, 医療機関に対し診療関連死の届出を義務付けるとともに, 中立的な立場から調査を行う「医療安全調査委員会(仮称)」を設置する。(早ければ次期通常国会に法案提出予定)(厚生労働省)

④インターネット上の違法・有害情報対策等を強化する

(国民の声)

インターネット上の違法・有害情報に対する対応を強化してほしい。希望した者についてのみ広告メールを送ることができるようにする規制への移行に賛成です。

(総務省電気通信消費者相談センターへの意見, 経済産業省パブリックコメントより)

- ア. 出会い系サイト等の広告・宣伝として送信される迷惑メールの被害を防止するため, あらかじめ同意や請求・承諾を行った者に対してのみ広告メールを送ることが認められる方式を導入する。(次期通常国会に特定電子メール法改正案及び特定商取引法改正案提出予定)(総務省, 経済産業省)
- イ. 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」の検討結果も踏まえ, 業界団体等による対応相談窓口の周知・明確化などプロバイダ等による更なる違法・有害情報の自主的な削除を促進する。(19~20年度)(総務省)
- ウ. IT安心会議の下, 保護者に対する啓発など青少年向けフィルタリングの導入促進に向けた方策を取りまとめる。(19年度中)(内閣官房, 内閣府,

警察庁，総務省，文部科学省，経済産業省)

エ. インターネット取引における消費者保護の観点から，適切な広告表示のあり方や企業ポイント等の取扱いについてのルールを検討し，「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂等を行う。(20年度)(経済産業省)

⑤事業者の社会的責任の取組を促進し，消費者の自立を支援する

(国民の声)

消費者自身の自覚がないと企業の社会的責任は進まないと思います。学校教育と社会教育における消費者教育の充実が必要です。

(内閣府消費者団体へのヒアリング，「生活安心」意見募集より)

ア. 国民生活における安全・安心の確保のため，法令を超えた企業等の自主的な取組を促す環境の整備を目的として，事業者団体，消費者団体，労働組合，投資家，その他のNPOの代表，専門家及び行政により構成される「社会的責任の取組促進に向けた円卓会議(仮称)」を開催する。(20年度)(内閣府等)

イ. 消費者の基本的な権利と責任を含め，社会で主体的に生きる消費者を育む視点から，家庭科など関連教科において消費者教育を充実するよう，学習指導要領の改訂に反映する。(19年度中)(文部科学省)

(5)「暮らす」～地域コミュニティ，安心生活空間の再生

①地域コミュニティの持つ力を再生する

(国民の声)

団塊の世代の退職者が，楽しく集い啓発しあって，地域を活性化するための活動の機会を提供することが大切だと思う。多発する犯罪に対して，住民や企業の協力が不可欠だと思う。高齢者をはじめ支援を必要とする人々への地域ぐるみのサポート体制を構築すべき。

(「生活安心」意見募集，内閣府「国政モニター」より)

ア. 社会参加活動に意欲のある団塊の世代等の元気高齢者の能力を地域で活用するための先進的な取組を行おうとする都道府県に対し，「生きがい相談窓口」の設置などを行うモデル事業を創設するとともに，シルバー人材センターが地方公共団体と共同で行う子育て・介護等の事業に対して運営費などを補助する。(20年度)(厚生労働省)

イ. 身近な地域において支援を必要とする人々に対する見守り・声かけをは

- はじめとする福祉活動の活性化を行おうとする市町村に対し、地域の支援担当者や地域住民の調整役を担う者（コミュニティソーシャルワーカー（仮称））の配置などを行うモデル事業を創設する。（20年度）（厚生労働省）
- ウ．お年寄りや障害者を見守る民生委員やヘルパー及び子どもを見守る立場にある大人を対象に、国民生活センターから、悪徳商法や製品事故に関する情報をはじめ防犯・防災情報を含む見守りに必要な情報を広くメールマガジンにより提供する総合的ネットワークを作ることにより、地域の見守り力を高める動きを支援する。（20年度）（内閣府、警察庁）
- エ．住まいと街の防犯機能の向上を図るため、地方公共団体と地域住民、地域企業等との協議による安全・安心再生のための計画策定、公園や駐車場への防犯灯・防犯カメラの設置、民間防犯活動のための空き家・空店舗の活用、地域住民等が行う自主防犯活動等の取組を促進することとし、地域類型に応じた防犯性向上のための施策を取りまとめて周知するとともに、防犯に配慮した公共賃貸住宅の整備に対する支援を充実する。（20年度）（警察庁、国土交通省）
- オ．地域コミュニティの基礎となる、地域の誇りと郷土意識を育むため、農林漁業、伝統文化、自然、景観などの資源を活用した先進的な取組を補助するモデル事業を創設するとともに、地域の文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用していくための「歴史文化基本構想」の策定を推進し、歴史的資産の保存・復原や伝統的な活動の再活性化等、市町村における歴史的風致の維持再生によるまちづくりを支援する制度（歴史的環境形成総合支援事業）を創設する。（次期通常国会に法律案提出予定）（20年度）（文部科学省、農林水産省、国土交通省）

②安心して暮らせる生活空間を作る

（国民の声）

お年寄りや子どもが歩く歩道を、スピードの異なる自転車が走るのは無理があると思います。少子・高齢化に伴い、高齢者や子育て世帯のため一層のバリアフリー化や住宅の供給が必要になると思う。野生鳥獣による被害が増加しており、対策の充実を行って欲しい。

（内閣府「国政モニター」より）

- ア．歩行者と自転車がともに安全に通行できる環境を整備するため、自転車道等の整備と交通規制を組み合わせたモデル地区を指定する。（20年）（警察庁、国土交通省）
- イ．上記と併せて、道路交通法の改正を踏まえ自転車の歩道通行要件やルールの内容を明確化するよう教則を改訂し、これまで周知が十分でなかった

高齢者や主婦層を対象とする自転車教室の開催などを増やす。また、違反者に対する指導取締りを強化する。(20年度)(警察庁)

ウ. バリアフリー化推進要綱を改定し、新たに子育てバリアフリーの視点を取り入れるとともに、マニュアルの策定など心のバリアフリーの取組を強化する(19年度中)。また、一日の乗降客数が5千人未満の鉄道駅のバリアフリー化を進めるため、新たに地域の交通や観光の拠点となる駅を支援対象とする。(20年度)(内閣府, 国土交通省)

エ. 野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、被害防止対策の抜本強化を図るため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止対策の基本指針を早急に策定する(19年度中)。また、市町村等が策定する鳥獣害防止総合計画に基づく捕獲, 防護柵の設置, 緩衝帯の設置などの取組への支援を大幅に拡充するとともに、鳥獣保護管理を担う狩猟者を育成するためのガイドブックの作成や研修を行う。(20年度)(農林水産省, 環境省)

③生活の移動手段を維持, 確保する

(国民の声)

新幹線や高速道路も必要ですが地域の鉄道や道路を維持して欲しい。高齢者が車を使わずに安心して移動できるように、駅・病院・市役所・スーパー等を結んでバスを走らせて下さい。

(「生活安心」意見募集より)

ア. 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を活用し、地域の多様なニーズに応えるため、市町村や公共交通事業者、住民などにより構成された地域の協議会が取り組む計画づくりや、その計画に位置づけられたコミュニティバス・乗合タクシーの導入、鉄道の増便・ダイヤ変更や旅客船の航路再編の実証運行等の事業を一体的に補助する制度を創設する。(20年度)(国土交通省)

④地域医療を確保し, 救急医療の充実を図る

(国民の声)

救急指定病院が医師不足によりなくなりました。救急車で近隣の病院へ運んでも時間がかかります。地域の医療を確保して下さい。

(「生活安心」意見募集より)

ア. 医師不足地域に対して国が行う緊急臨時的な医師派遣を円滑に行うため、派遣される医師に対して病院などが行う研修に対する支援や派遣元病院

- の負担を軽減するための制度を創設する。(20年度)(厚生労働省)
- イ. 病院勤務医の過重労働を解消するため、交替勤務制や変則勤務制を導入する病院に対する支援や、医師の様々な事務を補助する医療補助者を配置するモデル事業を行う。(20年度)(厚生労働省)
 - ウ. 出産や育児による女性医師の離職を防止し、復職を促すため、病院内の保育所の運営への支援を拡充するとともに、女性医師の復職のために病院などが行う研修を支援する制度を創設する。(20年度)(厚生労働省)
 - エ. 臨床研修病院の研修医の受入数について、都市部の病院への集中を是正する方向で見直す。(20年度)(厚生労働省)
 - オ. 臨時的な医学部定員増や産科・小児科等の診療科の教育体制の充実により地域に必要な医師を養成するとともに、大学病院と地域医療機関が連携するなど、地域医療の確保を推進する。(20年度)(文部科学省, 厚生労働省)
 - カ. 救急搬送患者の受け入れを確実にするため、関係機関が共有する救急医療情報の充実や夜間・休日の窓口体制の整備促進, 県境を越える搬送ルールの策定などを内容とする通知に基づき, 都道府県に対し対応を促す(20年)ほか, 消防機関と医療機関の連携の構築を進めるとともに, 高規格救急自動車の整備の充実を図る。(20年度)(総務省, 厚生労働省)
 - キ. 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に基づき都道府県が進めるドクターヘリ事業に対する助成金交付事業の仕組みを早急に整備する。(20年度)(厚生労働省)

(※)自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指す

自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指す取組について検討を進め, 年内にも早急に取り組むべき施策について取りまとめを行い, 平成19年度末を目途に, 総合的なプランを決定する。

3 4つのプラン

上記施策を連携させることで, 以下の4つのプランを策定し, 特に国民の不安の高い分野に対応した活動を展開する。

[プラン1] 食品表示不安解消作戦

食品表示の偽装事件等の続発により高まっている国民の不安に対応。